



面会交流支援のご案内

面会交流支援を希望されるお父さん・お母さんへ
健やかな子どもの成長を願って

1 面会交流とは

面会交流は、子どもの心の健全な成長のために、お父さんとお母さんが行う協同作業です。お父さんとお母さんは、子どもたちがこの世に生まれて最初に大きな愛情を与えてくれたかけがえのない存在です。どの子どもも、お父さん、お母さんが大好きです。両親が別々に暮らしていても、親子の絆は子どもの生きる支えであり、希望です。面会交流は、子どもが親の愛情を確認できる大切な機会になります。

2 面会交流の支援とは

当室では、父母が自分たちだけで面会交流を行うことが難しい場合に、有料で面会交流を支援します。

支援の期間は、原則として1年間です。その後、自分たちで面会交流ができない特段の事情がある場合は、1回に限り、期間を更新できます。

3 面会交流支援の受け付け条件

- ① 面会交流の持ち方について、父母の間に合意(調停調書や審判書、公正証書等)があり、父母ともに当室の支援を受ける意思があること
- ② 当室の費用負担について、父母の間に合意があること
- ③ 原則として、家裁等で試行的面会交流が行われていること
- ④ 父母ともに当室のルール等を守る意思があること

4 面会交流支援申込の手順

① 事前面接の日時の予約

最初に、電話（Tel 06-6943-6783）で事前面接を予約してください。

② 事前面接

父母それぞれ、別々の日時に当室に来ていただき、事情をお聞きします。

その際に、当室の支援方針や利用条件等の説明もいたします。希望があれば、プレイルーム等の見学もできます。

事前面接の時間： 1回 約 60分

費用： 父母それぞれ 5,000円

事前面接の後、当室の方で支援を引き受けることができるかどうかを検討します。

③ 申込み手続

当室で支援を引き受けることが決まれば、申込みの手続をしていただきます。

申込書： 父母それぞれから提出

付添型（長期）・受渡型の場合

申込金： 父母あわせて 10,000円

付添型（短期）場合

申込金： 父母あわせて 5,000円

（途中で面会交流支援が中止になってもお返しできません。）

④ 面会交流支援の開始

第1回面会交流日と当室の支援担当者を決めて、お父さん、お母さんに連絡します。

事前面接申込み先

大阪ファミリー相談室

受付 月曜日～金曜日 午前10時～午後4時

電話 06-6943-6783

5 面会交流支援の種類と費用

① 付添型

支援担当者が付き添って、当室のプレイルームや屋上広場、外部（公園、近隣施設等）で面会交流を行います。個人の家では行いません。

支援担当者が、プレイルームに設置している見守りカメラ(モニター)を通して、室外から面会交流の様子を観察することもあります。

◆ 付添型 [長期 (1年)]

回数： 月1回が限度

時間： 1回につき、2時間以内

支援料： 1回につき、父母あわせて 10,000 円

外部で面会交流を行う場合は、支援担当者の交通費や施設入場料等の実費も負担していただきます。

◆ 付添型 [短期 (3ヵ月)]

付添型の例外的な支援で、2回を限度に当室のプレイルームで行います。

付添型（短期）支援 [以下「短期型」と記載します。] の対象ケースとしては、①裁判所において審判・訴訟手続を経て申し込まれるケース、②協議離婚が成立し面会交流合意書が作成でき申し込まれるケース、③その他「付添型（長期）」契約することが相当か見極めの必要なケースです。

「短期型」支援契約とするかどうかは、申込後の事前面接において判断させていただきます。「短期型」は支援結果により当室で「付添型（長期）」支援を受理するかどうかを決めるために行う支援ですので、「短期型」支援終了後に、必ず付添型（長期）契約をするとは限りません。「短期型」支援の結果により、支援契約をお断りすることもあります。

「短期型」支援終了後3ヵ月以内に付添型（長期）に切替するときは、申込金の追加分5,000円を納めていただきます。支援終了後3ヵ月を超える場合は、新規受付の扱いとなり、申込金10,000円が必要です。

時間： 1回につき、2時間以内

支援料： 1回につき、父母あわせて 10,000 円

② 受渡型（1年）

父母ともに面会交流に合意しているが、自分たちだけで子どもの受渡しができない場合、受渡しを支援します。支援担当者は面会交流に立ち合いませんが、面会交流中の緊急連絡には対応します。受渡しの場所は当室外でも結構ですが、初回は当室で行います。

時 間： 午前 10 時～午後 5 時の間の自由な時間

支援料： 1 回につき、父母あわせて 5,000 円

6 面会交流の大切なルール

* 日程の調整

面会交流は月1回が限度です。支援担当者が父母それぞれと調整して、面会交流の日時を決めます。病気等の子ども自身の事情によるキャンセルの場合のみ、代替日の調整をいたします。

* 面会交流できる人

子どもと別れて暮らしている親です。父母の合意があれば、祖父母との面会交流もできます。

原則として、同伴者は面会交流場面には同席できません。別室で待機していただきます。父母が互いに顔を合わせたくない特段の事情がある場合、当分の間に限り、配慮します。

* プレゼント・飲食物等

面会交流中のプレゼントや飲食は、同居している親の同意がない場合は認めていません。ただし、誕生日等の特別な場合は事前に支援担当者に相談してください。

* 写真、ビデオ撮影、音声録音等

同居している親の同意がある場合は認めています。

離婚調停等が続いている場合は原則として認めていません。

面会交流中の写真や情報等を外部に公開することを禁止します。

* 外部との通信・通話

面会交流中に子どもが携帯電話等で祖父母等の親族と通信・通話することは、父母の合意があれば、差し支えありません。

費用の負担割合と減額

面会交流は、子どものために行う父母の協同作業ですから、当室の費用は父母が応分に負担していただくことが望ましいです。ただし、経済的に困窮している方には、1年間に限り、申込金と支援料について減額規定があります。支援担当者にお尋ねください。

支援の中止

- * 面会交流中に感情的になって暴言・暴力があった。
 - * 子どもを連れ去ろうとした。
 - * 面会交流の約束ごとを守らない。
 - * その他、重大な違反や子の福祉に反する行為があった。
- このような場合には、直ちに面会交流支援を中止いたします。
以後、一切の支援をいたしません。

※ 次頁の【参 考】もご覧ください。



公益社団法人家庭問題情報センター

公益社団法人

家庭問題情報センター 大阪ファミリー相談室

(Family Problems Information Center : FPIC)

受付：月曜日～金曜日 午前10時～午後4時

電話： **06-6943-6783**

〒540-0026 大阪市中央区本町1丁目2番8号 TSKビル903号

【参 考】

面会交流をするときに気をつけていただきたいこと

- * 面会交流は最初からうまくいくとは限りません。子どもが泣いたり、不機嫌になったりすることもよくあります。辛抱強く子どもと向き合ってください。
子どもに涙や感情的な態度を見せないことも大切です。
- * 面会する親は、子どもの生活の様子や同居している親のことなどを、根掘り葉掘り聞かないようにしましょう。子どもが話したいことや興味を持っていることをしっかり聞いてやって、親子で楽しい時間を過ごしてください。
- * 同居している親は、子どもが気持ちを楽にして面会交流をできるように努めてください。
特に、別れて暮らしている親の悪口を言わないようにしましょう。「いつでも別れて暮らしている親と会っていいよ。」というような開かれた気持ちで子どもに接してください。
- * 面会交流は、子どもの幸せのために継続して行うものです。親の都合で中止しないでください。